桑名市保育所給食調理業務等委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１．事業名

桑名市保育所給食調理業務等委託

2. 事業の概要

(1)事業目的

保育所給食は身体発育の著しい乳幼児期の園児の健全な発達、また味覚が発達し嗜好が形成される重要な時期に生涯にわたる生活習慣を身につけるために大変重要な役割を担っており、保育所における食育の推進を図ることを目的にしている。調理業務等については、行政サービスをより効果的、効率的に提供するため民間委託を導入しており、今後も保育所給食の持続可能な運営を目指す。

(2)業務内容

別紙「桑名市保育所給食調理業務等委託仕様書」のとおり。

(3)履行場所

保育所名	住所
厚生館別館保育所	桑名市外堀 78
深谷保育所	桑名市下深谷部 4879－3
桑陽保育所	桑名市東方 1895－1
城東保育所	桑名市小貝須 1940
多度保育所	桑名市多度町北猪飼 300－1
長島中部保育所	桑名市長島町源部外面 337

(4)契約期間

令和 9 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日まで

ただし、本業務を受注する者（以下「受注者」という。）の履行状況等について定期又は随時に確認を行う。その結果、業務委託契約書及び仕様書に定められた内容を履行していないと判断した場合は、受注者に対して一定期間内に具体的な改善策の作成及びその実施を求める。これにより当該期間内に改善できない場合には、契約期間に関わらず契約を解除する場合がある。

※支払いは原則として月額払い（36 回払い）とする

(5) 保育所別食数等

保育所名	食数	うち離乳食・ アレルギー等 個別対応食数	現在の 調理員数の目安 (1日あたり)
厚生館別館 保育所	園児数　32名 職員数　17名 一時預かり人数 2名	離乳食　2名 個別対応食　0名	7～8時間勤務　1名 5時間勤務　1～2名 (一日あたり 2～3名)
深谷保育所	園児数　70名 職員数　31名 一時預かり人数 2名	離乳食　7名 個別対応食　4名	7～8時間勤務　2名 5時間勤務　1名 (一日あたり 3名)
桑陽保育所	園児数　149名 職員数　54名 一時預かり人数 7名	離乳食　8名 個別対応食　4名	7～8時間勤務　3名 6.5時間勤務　1名 5時間勤務　1～2名 3時間勤務　0～1名 (一日あたり 5～7名)
城東保育所	園児数　63名 職員数　24名	離乳食　4名 個別対応食　2名	7～8時間勤務　1名 5時間勤務　2名 (一日あたり 3名)
多度保育所	園児数　66名 職員数　24名	離乳食　4名 個別対応食　1名	7～8時間勤務　2名 5時間勤務　1～2名 (一日あたり 3～4名)
長島中部 保育所	園児数　93名 職員数　33名 一時預かり人数 5名	離乳食　10名 個別対応食　2名	7～8時間勤務　1名 6.5時間勤務　1名 5時間勤務　1～2名 3.5時間勤務　0～1名 (一日あたり 4～5名)

※令和8年9月時点の食数等であり、変動する可能性がある。

(6) 見積上限額（消費税及び地方消費税相当含む）

総額　270,230,400円

※消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率(10%)で計算するものとする。契約期間中に税制度の変更があった場合は、その都度、本市との協議により対応を決定する。

3. 参加資格要件

本件に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、申立てをした者であっても更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定を受けた者を除く。
(3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は特別清算開始の申立てをしていない者、若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、破産手続き開始の申立てをした者であっても、復権した者又は復権の決定を受けた者を除く。
(4) 手形交換所により取引停止処分を受けるなど、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
(5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
(6) 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 11 月 16 日告示第 206 号）の別表第 1 に該当しない者であること。
(7) 桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者（登録申請中の者も含む）であること。ただし、公募型プロポーザル方式により契約相手先候補者となった時点で速やかに名簿登録できる者については、この限りでない。
(8) 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成 18 年桑名市告示第 159 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
(9) 本件事業者の選定に係る審査のために委嘱された審査員と、資本面又は人事面において関連のない者であること。
(10) 集団給食事業に営業実績があり、継続して安定的に経営を行っていること。
(11) 会社更生法の適用を受けるなど、契約履行が困難と認められる状態でないこと。
(12) 引き続いて 5 年以上集団給食事業を実施していること。
(13) 保育所給食・学校給食において過去 3 年の間に、食品衛生法による行政処分を受けていないこと。

4. 事前説明会

開催しない。

5. 質問の受付と回答

(1) 質問期限

令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 4 時 30 分まで

(2) 質問方法

提出フォームに入力すること。質問は事業者単位で行うこと。

【提出フォーム】https://logoform.jp/form/XAEm/1796372

(3) 質問の回答

令和8年10月16日（金）に桑名市ホームページへ掲載する。

ただし、質問者を特定できる内容のほか、個人情報を含む内容、特殊な技術やノウハウ等質問者の権利・競争上の地位を損ねる恐れがある内容は公表しない。

6.参加申込書等の提出

(1) 提出期限

令和8年10月21日（水）午後4時30分まで

(2) 提出方法

下記提出書類（電子データ）を期限までに、提出フォームから申請すること。

添付する電子データの拡張子はdoc,docx,pdf,xlsxのいずれかにすること。

【提出フォーム】https://logoform.jp/form/XAEm/1796534

(3) 提出書類

① 参加申込書（指定様式）
② 会社等の概要調査票（指定様式）
③ 会社概要（パンフレットなどで代用可）
④ 決算内容（直近1ヶ年の損益計算書、貸借対照表）
⑤ 完納証明書
⑥ 保育所給食・学校給食において過去 3 年間に食品衛生法による行政処分を受けていないことの証明（会社代表者名で発行）

※様式がないものは、任意様式とする。

(4) 参加資格審査結果の通知

令和8年10月28日(水)までに入力されたメールアドレス宛に結果を通知する。

7.企画提案書等の提出

参加資格審査に合格した者は、下記提出書類を期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和8年11月5日（木）午後4時30分まで(郵送の場合は必着)

(2) 提出方法

期日までに、提出場所へ持参又は郵送すること。

(3) 提出場所

〒511-8601　桑名市中央町二丁目37番地（桑名市役所2階）

桑名市役所　子ども未来部　幼保支援課

土日及び祝日を除く午前9時から午後4時30分までの間

(4) 提出書類

桑名市保育所調理業務等委託に係るプロポーザル審査基準に沿って提案すること。

【企画提案書】　※企画内容は下記のとおりとする。

① 企画提案書 表紙（指定様式）

② 保育書給食に対する考え方について（任意様式）

③ 業務遂行能力について（任意様式）

④ 調理従事者に対する指導及び研修等について（任意様式）

⑤ 不測事態への対応について（任意様式）

⑥ 調理従事者の配置内訳（任意様式）※６施設別に記載すること

⑦ 自由提案（任意様式）

⑧ 業務委託料見積書（任意様式）　審査は契約期間内の総額に対して行う。

※内訳を記載すること

※「税抜き金額」、「消費税額」、「税込み金額（総額）」を記載すること

(5) 企画提案書類作成に当たっての留意事項

・ 提出部数は、正本１部、副本 11 部とする。

・ 正本には事業者名を記載し、副本には事業者名や事業者が推測される内容（ロゴ等を含む）を記載しないこと。※マスキング処理等でも可。

・ 形式は、Ａ４版を基本とし、50 ページ以内で作成する。

・ 使用する文字は、ＭＳゴシック、10.5 ポイント以上とする。ただし、図表等を使用する場合は、文字が読み取れる程度であれば、この限りではない。

・ 使用言語は日本語とし、単位はメートル法を、数字はアラビア数字を使用する。

・ 提案書類の作成にあたっては、「審査基準」に記載されている各評価項目・配点等を十分にご確認いただき、記載漏れのないようお願いいたします。

8.提出された書類の取扱い

参加事業者から、市に提出された書類の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 提出された書類は、返却しない。

(2) 提出期限後における書類の追加、訂正又は差替え等は認めない。

(3) 提出された書類は、桑名市情報公開条例に基づき公開する場合を除き、参加事業者に無断で使用しない。ただし、本件事業者の選定を目的として使用する場合は、この限りでない。

(4) 提出された書類の著作権は、事業者に帰属する。ただし、契約相手先候補者として選定された事業者の企画提案書類については、本事業の目的を達成するために必要な場合に限り、市は無償で使用することができる。

(5) 提出された書類に対して桑名市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、参加事業者の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、この限りでない。なお、本件事業者の選定前において、当該選定に影響が出る恐れがある情報は、選定後の開示とする。

(6) 事業者から企画提案書類が提出されたことをもって、本実施要領（募集要項）等に記載の事項を全て承諾したものとみなす。

9.契約相手先候補者の選定

(1) 契約相手先候補者の選定

本件事業の契約相手先候補者は、5 名の委員（以下「審査員」という。）で構成する「桑名市プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）による 審査を経て、市が決定する。

(2) 選定結果の通知・公表

契約相手先候補者の決定後、全ての参加事業者に選定委員会における審査結果及び選定結果を通知の上、市ホームページで公表する。

なお、審査結果及び選定結果に対する質問は、一切受け付けない。

10. 選定委員会における審査

(1) 審査の流れ

参加資格要件を満たす事業者を対象に「書類審査」及び「ヒアリング審査」を行う。

なお、選定委員会における審査は非公開とし、事業者名の記載のない副本で行う。その点を踏まえ、ヒアリング審査等において、審査員に事業者名が漏れることのないよう、十分注意すること。

(2) 審査の内容

【書類審査及びヒアリング審査】

別紙 3「審査基準表」に基づき、既に提出されている企画提案書類に対して審査員が書類審査及びヒアリング審査を行い、各審査員が評価する。

ヒアリングは 20 分程度とし、ヒアリング前に事業者から企画提案書類についてのプレゼンテーション（15 分以内）を行う。なお、出席者数は 3 名までとする。※プレゼンテーションに際し、パソコン及びプロジェクターは使用不可

(3) 評価順位の決定

審査終了後、各審査員の評価点を集計の上、各事業者の合計得点を算出し、合計得点により評価順位を決定する。合計得点の算出方法及び評価係数は以下のとおりとする。

なお、合計得点が同じ場合は、選定委員会で協議の上、評価順位を決定する。

また、参加事業者が 1 事業者のみであった場合でも、提案内容の審査を行い選定の可否を決定するものとする。

契約相手先候補者は、審査項目 1 から 7 の各評価項目において満点の 4 割以上の点数を満たし、かつ合計点が満点の 5 割以上に達した者で、合計点が最も高い者とする。

参加者が1者となった場合でも審査を実施するものとする。その際、審査項目1から7の各評価項目において満点の4割以上の点数を満たし､かつ総評価点（満点）の5割以上に達した者に限り、契約相手先候補者として選定する。

最高得点を獲得した者が2者以上となった場合には、合計が満点の5割以上で､かつ重要項目である審査項目2･5･6の合計点数が高い者を契約相手先候補者とする。

また、合計得点が総評価点（満点）の5割に満たない事業者のほか、各審査員の評価において「評価に値しない（提案なし)」と判断された審査項目がある事業者は、選定対象外として評価順位を付さない。

■　合計得点算出方法

審査員①の評価　＝（ 各審査項目の配点　×　評価係数 ）の合計
審査員②の評価　＝（ 各審査項目の配点　×　評価係数 ）の合計
審査員③の評価　＝（ 各審査項目の配点　×　評価係数 ）の合計
審査員④の評価　＝（ 各審査項目の配点　×　評価係数 ）の合計
審査員⑤の評価　＝（ 各審査項目の配点　×　評価係数 ）の合計

合計得点　　＝　審査員①～⑤の得点の合計（小数点以下切上げ）

■　評価係数（基本）

評価区分	評　　価	係　数
A	優れている（要求を超える提案）	×1.0
B	やや優れている（若干の創意工夫が見られる）	×0.8
C	普通（要求通り）	×0.6
D	あまり評価できない （要求を満たすが物足りなさを感じる）	×0.4
E	評価に値しない（提案がない場合を含む）	×0.0

11. 契約締結

契約相手先候補者と市との間で仕様等に係る協議を行い、当該協議が調い次第、随意契約の方式により契約を締結する。

なお、契約締結に至るまでの間に本件の参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該事業者との契約は行わない。この場合において、市は一切の責任を負わない。

また、契約相手先候補者との協議が調わない場合又は契約相手先候補者が辞退した場合は、次点の契約相手先候補者と契約締結に向けた協議を行う。

12. 事業スケジュール

項目	日程	備考
公告	令和 8 年 10 月 1 日（木）	市ホームページに掲載
現地見学 （希望者のみ）	令和 8 年 10 月 5 日（月） 令和 8 年 10 月 6 日（火） 令和 8 年 10 月 7 日（水） 各日午後 1 時から午後 3 時	・長島中部保育所 ・別館、桑陽、城東保育所 ・多度、深谷保育所 1 事業者につき 2 名まで見学可 電話にて受付
質問の受付	令和 8 年 10 月 7 日（水） 午後 4 時 30 分まで	オンラインフォームから申請
質問への回答	令和 8 年 10 月 16 日（金）	市ホームページに掲載
参加資格審査の申請	令和 8 年 10 月 21 日（水） 午後 4 時 30 分まで	オンラインフォームから申請
参加資格審査結果通知	令和 8 年 10 月 28 日（水）まで	メールで通知
企画提案書の提出	令和 8 年 11 月 5 日（木） 午後 4 時 30 分必着	持参又は郵送
ヒアリング及びプレゼンテーション審査 （書類審査含む）	令和 8 年 11 月 19 日（木） 午後 1 時 30 分から	詳細は別途通知
審査結果通知	令和 8 年 11 月 26 日(木)	市ホームページに掲載及び郵送
契約の締結	令和 8 年 12 月下旬	

※現地見学を希望する場合は、各日程の前日午後 3 時までに桑名市役所 幼保支援課へ電話で申し出ること。

13. 失格事項

次の事項に該当する事業者は、一度参加資格を認められた場合であっても、本件参加資格を喪失し、失格とする。

(1) 企画提案書類の提出期限に遅れた者。
(2) 企画提案書類に虚偽の記載をした者。
(3) 本事業の上限額を超える提案をした者。
(4) 本実施要領（募集要項）に記載の事項に違反したと認められる者。
(5) 契約相手先候補者の決定までに本件の参加資格要件を満たさなくなった者。
(6) 上記のほか、本件事業者の選定に影響を及ぼす恐れのある行為など、不正又は不誠実な行為を行ったと認められる者

14. その他留意事項

本件の参加事業者は、次の事項に留意すること。

(1) 参加申込書類の提出時に本件の参加資格要件（3(7)を除く）を満たさない場合は、本件への参加を認めない。

(2) 参加等に要する費用は、全て事業者の負担とする。

(3) 同一事業者からの複数提案は認めない。

(4) 市から提供を受けた資料は、本件以外の用途に利用することを認めない。

(5) 市は、必要に応じ、本件に係る募集を延期、中止又は取り消すことができる。

(6) やむを得ない理由により、本実施要領（募集要項）の内容を変更する場合は、市ホームページで公表する。

(7)応募にかかる費用は、応募者の負担とする。

(8)天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないときは、延期又は中止若しくは選定委員会においてその対応を協議、決定するものとする。

15. 募集事務局（担当課）

桑名市役所　子ども未来部　幼保支援課

〒511-8601　桑名市中央町二丁目 37 番地

電話：0594－24－1284　（直通）

FAX：0594－24－1111

Email: hoikushienm@city.kuwana.lg.jp